令和２年度版

# 弾道ミサイル発射に係る対応

（平成 29 年 9 月 13 日付け仙台市教育委員会通知）

## １　児童が在校の場合

○校内にいる場合の避難について指導するとともに，必要に応じて訓練などを実施して緊急時に備える。

【校内での避難】
・校舎や体育館へ避難する。
・窓から離れ，机の下に潜るか，廊下や床に伏せて頭部を守る。
・安全が確認されるまで，校内で待機する。

## ２　児童が登校前・在宅時の場合

○J アラート等による緊急情報が発表され，宮城県が該当している場合　→　**自宅待機**
○日本の領海外に落下した場合　→　**通常登校**
○日本の領土・領海に落下した場合　→　**臨時休業**
※ただし，状況により「臨時休業」の措置を**講じない場合**，一斉メール配信で家庭に連絡する。

## ３　児童が登下校中の場合

○本校職員および保護者が，通学路上の児童の安全確保に努める。
※職員は迅速に登下校中の児童の安全確保に当たれるよう，ただちに通学路に向かう。
※保護者も同様に，自宅近隣等において，可能な限り通学路上の児童の安全確保に努める。

### 文部科学省通知による避難方法

**【屋内での避難】**

・窓から離れるか，窓のない部屋（場所）へ移動する。
・机の下に潜る，布団に潜る，床に伏せるなどして，頭部を守る。

**【屋外での避難】**

・近くにある地下道やできるだけ頑丈な建物に避難し，窓から離れる。
・近くに建物がない場合は物陰等に身を隠すか，地面に伏せて頭部を守る。
・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため，車から離れて地面に伏せ，頭部を守る。

**【ミサイルが落下した場合】**

・近くにミサイル等が落下した場合，屋外にいるときは口と鼻をハンカチで覆いながら，現場から直ちに離れ，密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。屋内にいる場合は，換気扇を止め，窓を閉めて部屋を密閉する。必要に応じて目張りなどをする。
・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため，テレビ・ラジオ・インターネット等を通して情報収集に努めるとともに，行政からの指示があれば，それに従い，落ち着いて行動する。